

給付管理業務ソフトウェアの選定のポイント

平成12年1月26日全国介護保険担当課長会議において、居宅介護支援事業者における給付管理業務ソフトウェアの導入について、その必要性を説明したところであるが、今般、市町村・居宅介護支援事業者等からの要望により、給付管理業務ソフトウェアの選定のポイントについてまとめたので、都道府県においては、説明会等により市町村及び居宅介護支援事業者等に周知されたい。

なお、以下に掲げる事項について、選定についての参考となる項目であって、項目によっては必要不可欠なものではないことを申し添える。

1. 被保険者情報の入力について

- ①被保険者証に記載されている必要な情報が全て入力できるか。
- ②訪問通所サービスの区分支給限度基準額が単位数で入力できるか。
また、短期入所サービスの区分支給限度基準額が日数で入力できるか。

2. 支給限度額管理について

- ①月の途中に要介護状態区分に変更があった場合に限度管理期間、区分支給限度基準額が正しく計算できるか。
- ②災害等の減免、保険給付減額の対象者の保険給付率を入力して利用者負担が計算できるか。
- ③施行時の訪問介護・障害者ホームヘルプの利用者負担(3%)に対応しているか。
- ④公費負担医療の受給者の利用者負担が計算できるか。

3. 事業者情報入力について

- ①人員基準・加算情報・割引率の情報の入力方法はワムネットからダウンロードできるか。
- ②人員基準・加算情報・特別地域・割引率を入力し支給限度基準額が正しく計算できるか。
- ③基準該当事業者の報酬、割引率、受領委任の有無に関する情報が市町村毎に登録でき、正しく支給限度基準額が計算できるか。
- ④事業所所在地の級地区分を認識して利用者負担の計算ができるか。

4. 週間計画・月間計画の作成について

- ①サービス計画作成時に区分支給限度確認や利用者負担の計算ができるか。
- ②区分支給限度基準額の確認とあわせて種類支給限度基準額の確認ができるか。
- ③生活保護対象者の計画作成時に生活保護法による指定事業者を確認できるか。
- ④サービス利用票・提供票に必要事項が正しく記載されているか。

5. 帳票の印刷・国保連への提出方法について

- ①サービス利用票・サービス提供票・給付管理票は最新の様式で印刷できるか。
- ②給付管理票の提出は磁気媒体又は伝送によることができるか。
- ③居宅介護支援費の請求は磁気媒体又は伝送によることができるか。

6. サポート体制について

- ①ユーザーへの操作研修があるか、また、追加費用が必要か。
- ②ヘルプデスクを設置しているか。